

# 所得税と市・県民税の申告のお知らせ

## 申告書の作成はご自身で

### ◆所得税の確定申告 ⇒ 会場は「アピセ・関」

| 所得税確定申告会場               | 開設期間                            | 時 間       |
|-------------------------|---------------------------------|-----------|
| アピセ・関<br>(関市平和通7丁目5番地1) | 2月15日(水)～3月15日(木)<br>(土・日曜日を除く) | 午前9時～午後5時 |

申告・納付期限は、申告所得税と贈与税が **3月15日(木)**  
消費税および地方消費税が **4月2日(月)** です。

※開設期間中、関税務署(川間町)では申告書などの作成指導は行いません。(申告書の提出は受け付けます。)  
また、申告に関する電話でのご質問などは、「アピセ・関」では受け付けていません。関税務署(☎22-2233)へお尋ねください。(下記参照)

### ◆所得税の確定申告が必要な人

- ① 事業(営業・農業)所得、不動産所得、雑所得(公的年金など)や一時所得などがあり、計算の結果、**所得税額が発生する人**
  - ② 給与の収入金額が2,000万円を超える人
  - ③ 給与を2カ所以上から受けている人
  - ④ 給与を1カ所から受けている人で、給与所得や退職所得以外の所得金額が20万円を超える人など
- ※確定申告をする人は、ご自身で所得税の申告書を作成してください。  
※確定申告書は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)から作成できます。

### ◆確定申告で所得税が還付される人

所得税の確定申告をする必要のないサラリーマンなどでも、次の場合は確定申告により所得税が還付される場合があります(申告者本人名義の口座番号などが必要)。

- ① 住宅ローンを組んで住宅を新築、購入などをした人
- ② 多額の医療費を支払った人
- ③ 会社を退職し、年末調整をしていない人 など

### ◆年金所得者の申告手続の簡素化

平成23年税制改正により、その年において公的年金などに係る雑所得を有する居住者で、その年中の公的年金などの収入金額が400万円以下であり、かつ、その年分の公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、その年分の所得税について確定申告書を提出することを要しないこととされました。

※この場合であっても、所得税の還付(例 医療費控除)を受けるための申告書を提出することができます。

※公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下で所得税の確定申告書の提出を要しない場合であっても**市・県民税の申告が必要です。**

### ◆無料税務相談所の開設

関税務署では所得税と消費税の申告について無料税務相談所を開設します。

- 期 間…2月16日(木)～29日(水)(土・日曜日を除く)  
○時 間…午前9時30分～正午、午後1時～4時  
○場 所…アピセ・関

照会先 関税務署 ☎22-2233(代表)

※税務署の代表電話は、自動音声によりご案内しています。国税に関する一般的な相談は「1」を、税務署からの照会やお尋ねは「2」を選択してください。

※なお、3月15日(木)までは、所得税、消費税、贈与税の申告に関する相談は「0」を選択してください。



**ネットなら便利! 24時間 確定申告**

●確定申告書作成コーナーは24時間申告書が作成可能!  
作成した申告書は印刷して郵送等でも提出できます

●e-Taxなら平成24年1月16日(月)～3月15日(木)まで24時間申告可能! メンテナンス期間もありません

**確定申告はお早めに!**

所得税 **2月16日～3月15日**

## ◆市・県民税の申告

⇒ 会場は「市役所」、「各地域事務所」ほか

| 市・県民税申告会場                                                                          | 開設期間                              | 時 間                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|----------------------------------------------|
| 市役所 1 階・市民ホール<br>洞 戸 事 務 所<br>板 取 事 務 所<br>武 芸 川 事 務 所<br>武 儀 事 務 所<br>上 之 保 事 務 所 | 2 月16日(木)～3 月15日(木)<br>(土・日曜日を除く) | 午前 9 時～午後 5 時<br>※開設時間を変更しましたので、<br>ご注意ください。 |
| 田原ふれあいセンター                                                                         | 2 月23日(木)                         | 午前 9 時30分～午後 3 時                             |
| 富野ふれあいセンター                                                                         | 2 月28日(火)                         | 午前 9 時30分～午後 3 時                             |
| 西 部 地 区 公 民 館                                                                      | 3 月 1 日(木)                        | 午前 9 時30分～午後 3 時                             |

### ◆市・県民税の申告をしなくてもよい人

- ①**所得税の確定申告をする人**
- ②給与所得か公的年金所得だけで、勤務先や支払者から市へ支払報告書が提出されている人

### ◆市・県民税の申告が必要な人

平成24年 1 月 1 日現在、関市内に住所があり、平成23年中(平成23年 1 月～12月)に所得がある人で、次に該当する人は申告してください。

- ①給与所得だけで、勤務先から市へ「給与支払報告書」の提出がされていない人 (パートなど)
- ②公的年金所得だけで、公的年金の支払者から市へ「公的年金等支払報告書」が提出されていない人
- ③給与所得や公的年金所得のほかに、農業・不動産・配当などの所得がある人 など

※所得税は給与所得や退職所得以外の所得が20万円以下の場合、確定申告の必要はありませんが、市・県民税の申告は必要です。

※所得証明書や課税所得証明書が必要な人などは、所得がなくても市・県民税の申告が必要です。

▷市・県民税申告書は、税務課、西部支所、各地域事務所でお渡ししています。

なお、昨年に市・県民税申告書を提出した人には、2 月上旬に申告書を送付します。

照会先 関市役所税務課 市民税係 ☎ 23-8893

### ◆申告に必要な書類など

- ①印鑑 (朱肉を使用するもの)
- ②給与・公的年金などの「源泉徴収票」(コピーは不可)
- ③**事業(営業・農業)所得や不動産所得**などがあった人は、「**収支内訳書**」(事前に、ご自身での作成が必要)
- ④**医療費控除**を受ける人は、平成23年中(平成23年 1 月～12月)に支払った**医療費の領収書**と「**医療費の明細書(医療を受けた人ごと)**」(事前に、ご自身での作成が必要)
- ⑤国民年金・生命保険料・地震保険料などの支払証明書
- ⑥国民健康保険税・介護保険料などの支払金額の分かるもの など

# 市・県民税（個人住民税）の制度内容が改正されました。

## 平成24年度以降の主な税制改正点

### ○扶養控除の見直し

- 1 年少扶養親族（扶養親族のうち、年齢16歳未満の方をいう。）に対する扶養控除が廃止されます。  
※年少扶養親族であっても、市・県民税（個人住民税）の非課税限度額などの算定に必要なため、申告書への記載をお忘れにならないようご注意ください。
- 2 特定扶養親族（16歳以上23歳未満）のうち、年齢16歳以上19歳未満の方に対する扶養控除の上乗せ分（12万円）を廃止し、扶養控除の額が33万円とされます。

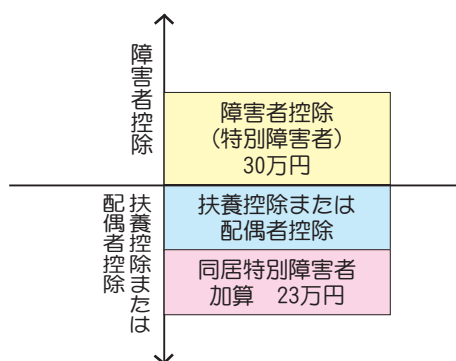
【平成24年度から】

|                   |                     |                |                 |                |
|-------------------|---------------------|----------------|-----------------|----------------|
|                   | 上乗せ部分<br>12万円<br>廃止 | 特定扶養控除<br>45万円 |                 | 同居老親等加算<br>7万円 |
| 一般の扶養控除<br>33万円廃止 | 一般の扶養控除<br>33万円     |                | 一般の扶養控除<br>33万円 | 老人扶養控除<br>38万円 |
| ～15歳              | 16～18歳              | 19～22歳         | 23～69歳          | 70歳～           |
| 年少扶養親族            | 控除対象扶養親族            |                |                 |                |
| 扶養親族              |                     |                |                 |                |

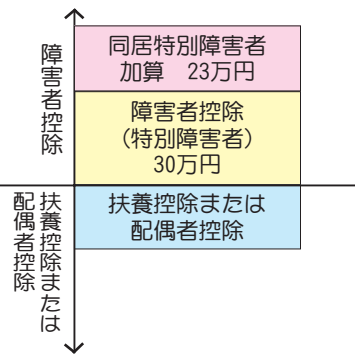
### 3 同居の特別障害者に対する障害者控除の見直し

年少扶養親族に対する扶養控除が廃止されたことに伴い、控除対象配偶者または扶養親族が同居の特別障害者である場合において、配偶者控除または扶養控除の額に23万円を加算する措置について、特別障害者に対する障害者控除の額に23万円を加算する措置に改められました。

【平成23年度まで】



【平成24年度から】



### ○寄附金税額控除の見直し

寄附金税額控除の適用下限額が、5,000円から2,000円に引き下げられ、より少額の寄付でも税額控除の対象となります。

### 要介護認定者などの 税申告の各種控除

#### ◆要介護認定者の「障害者控除適用」

税申告をされる本人または扶養家族が障がい者に該当する場合、障害者控除を受けることができます。

障害者手帳の交付を受けていない場合でも「障害者控除対象者認定書」を添付することで、この控除を受けることができます。

この認定書は、65歳以上で要介護認定を受けており、要介護認定の内容から一定の障がいがあると認められる方に交付していますので、必要な方は申請してください。

#### ◆おむつ代の「医療費控除」

介護保険の要介護認定を受けている方で、おむつ代の「医療費控除」を受けるのが2年目以降である場合は、一部の場合を除いて、医師が発行する「おむつ使用証明書」に代えて、市が発行する証明書により医療費控除を受けることができます。証明書の必要な方は、申請してください。

#### ◆社会保険料控除（介護保険料・後期高齢者医療保険料）

平成23年1月1日～12月31日までに支払った介護保険料・後期高齢者医療保険料については、平成23年分の確定申告での社会保険料控除に該当します。領収証を紛失した場合は、年間の支払額がわからない場合は、お問い合わせください。なお、納付額のお知らせにあたっては、本人確認が必要です。

◆申請・照会先 高齢福祉課（☎23773030）  
（FAX237748）